

## (重 要)

## 青 色 情 報

青情 2605  
事 務 局  
☎351-4159

## ◇ 相 談 会 開 催 の ご 案 内 ◇

## I. 年 末 調 整 個 別 相 談 会

日 程	1 月 5 日(月) 6 日(火) 7 日(水) 1 5 日(木) 1 6 日(金)
会 場	(5 日・6 日・7 日) じばさん三重 5 階 情報交換室 2 (1 5 日・1 6 日) じばさん三重 4 階 研修室 2
時 間	午前 1 0 時～1 2 時、午後 1 時～4 時 《受付は終了の 30 分前まで》
持ち物	H26 年前期分納付書、源泉徴収簿等書類、印鑑、社会保険料等控除証明書 (国民健康保険、国民年金及び国民年金基金、生命保険料控除証明書、介護医療保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、など)
備 考 (注意)	「納期の特例」の承認を受けている方の、源泉徴収税の納付期限は 27 年 1 月 20 日です。

①

② 高 額 者 決 算 確 定 申 告 講 習 会 (高 額 者 の 方 の み 対 象) ※ 要 予 約

日 程	平成 2 7 年 2 月 1 0 日 (火曜日)
会 場	じばさん三重 5 階 情報交換室 2
時 間	午前の部 1 0 時～ 午後の部 1 時 3 0 分～ 【時間要予約】
持ち物	決算の手引き及び確定申告の手引き (税務署から届いた書類一式)
備 考	《受講対象者》 H25 年分決算書の一般は 33 欄、不動産は 19 欄、 農業は 36 欄の金額が 300 万円を超える方

③ (一 般 の 方) 確 定 申 告 個 別 相 談 会

日 程	平成 2 7 年 2 月 1 6 日(月) ～ 3 月 9 日(月) ※但し、土・日を除く
会 場	じばさん三重 4 階 研修室 2 ・ 研修室 3
時 間	午前 9 時 3 0 分～1 2 時、午後 1 時～4 時《受付は終了の 30 分前まで》
持ち物	昨年度の決算書及び申告書控、控除証明書等、印鑑
備 考	3 月 1 0 日(火)からは受付を行いませんのでご注意ください。

### Ⅲ. 消費税個別相談会

日 程	平成27年3月20日(金)・23日(月)・24日(火) 【3日間】
会 場	じばさん三重 5階 情報交換室2
時 間	午前10時～12時 午後1時～4時 《受付は終了の30分前まで》
持ち物	前年度及び前々年度の申告書・付表及び計算書類、印鑑
備 考	一般課税の方は課税取引金額計算表を事前にご記入の上ご来場下さい

## 「イータックス」関連情報

### Ⅳ. 昨年度（平成25年度）「イータックス」を利用された方へ！

1. 昨年度、「イータックス」を利用して申告書等を提出された方には、下記の書類は送付されませんのでご注意ください。

- ・年末調整 = 給与所得の源泉徴収表等の法定調書合計票
- ・確定申告 = 決算書及び、所得税並びに消費税の申告書

#### 《お知らせ》

昨年度、税理士の代理送信及び税務署確定申告会場のイータックス送信端末機を利用して申告書を提出された方に対しては、決算書(提出用及び控用)と確定申告書(下書き用)を1月下旬頃に送付いたします。

2. 昨年度、「イータックス」を利用された方には、国税局から電子メールによる「申告のお知らせ」が届きます。(27年1月20日頃)

※「申告のお知らせ」の確認方法 (以下の手順で閲覧して下さい。)

- ① 国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) を立ち上げる。
- ② 国税電子申告・納税システム (e-Tax) を開く。
- ③ トップページ内の「メッセージボックス確認(受付システムへログイン)」を開き、「認証」画面を表示する。
- ④ 「認証」画面内の「利用者識別番号」と「暗証番号」欄にそれぞれの番号を入力し、「実行」ボタンをクリックする。
- ⑤ 国税電子申告・納税システム(e-Tax) メインメニュー内の、「メッセージボックス一覧表示」を開き、「過去分表示」をクリックしてメッセージ一覧を表示、該当するものを選択後「詳細表示」をクリックして「申告のお知らせ」ボタンから内容を確認する。

## V. 「イータックス」による確定申告のお勧め

昨年度、イータックスを利用された方(税理士による代理送信も含む)は、今年度(26年度)の確定申告もイータックスを継続してご利用ください。

### 1. 税理士によるイータックスの代理送信について

税理士による代理送信制度の利用拡大を図るため、書面で申告書を提出されている方につきましては、『代理送信』によるイータックスでの申告をお勧めいたします。事務局がお手伝い致しますので、是非ご利用ください。

### 2. 確定申告会場(じばさん三重6階)を利用したイータックスについて

従来の書面提出に替えて、税務署確定申告会場のイータックス送信端末機を使い、本人がその場で申告書の送信(提出)を行うことができるようになりました。機械への入力等は係員が丁寧に指導いたしますので、是非ご利用下さい。(住基カード不要)

### 3. ご本人の住基カードを使ったイータックスについて

住基カードを取得済みの方は、会の申告会場のパソコンを使ってイータックスによる確定申告が可能です。申告書等を手書きする手間が一切かからない上、控除証明書の提出も必要ありません。是非ご利用ください。

## VI. 電子証明書の有効期間満了にご注意下さい！

電子証明書の有効期間は、発行の日から起算して3年間です。有効期間が満了すると電子証明書は失効し、イータックスがご利用になれません。

### ①有効期限の確認方法

電子証明書の有効期間については、取得された際に市町村の窓口にて交付を受けた電子証明書の写し(紙)や公的個人認証サービスが提供する利用者クライアントソフトで電子証明書の内容を表示させるなどの方法によって確認して下さい。

(注) 公的個人認証サービス利用者クライアントソフトは、電子証明書を取得した際に交付されたソフト(CD)です。パソコンにインストールされた方は、プログラムの「公的個人認証サービス」の中の「JPKI利用者ソフト」から確認できます。

### ②更新手続

上記の方法等により有効期間をご確認いただいた上で、有効期間の満了が近い場合には、お住まいの市町村の窓口で更新手続を行なって下さい。3ヶ月前から可能です。

◇申請方法 《四日市市の場合》 ※事前に予約が必要です。

【予約先】市役所1階市民課(059)354-8152

【受付時間】8時30分～17時15分(土・日曜、祝日を除く)

【持参するもの】①更新する住基カード②本人確認書類(運転免許証、写真付き住基カード等)③手数料 500円

### ③電子証明書の再登録

新しい電子証明書の再登録は、「e-Tax」ソフトを起動し、「メニュー」→「利用者情報登録」→「電子証明書登録・更新」から行なって下さい。

## 税務署から電話相談の窓口のお知らせ 「電話相談センター」の利用案内

### 電話相談の窓口

窓口は、「電話相談センター」になりますので、お気軽にお問い合わせください。

- ① 四日市税務署（Tel.059-352-3141）へお電話をお掛けください。

- ② 自動音声によりご案内しますので、①（注）を押し  
てください。（案内の途中でも押すことができます。）

税務署に行かなくても  
自宅や事務所から相談  
ができるなんて便利で  
いいわ。



（注）税務署窓口でのご相談を希望される場合の事前予約、税務署からの聚會に関するお問合せ、税金の納付相談、還付に係るお問合せ及び調査などに関して税務署職員にご用の方は、②を押してください。

- ③ 相談内容に応じて、次の該当番号①～⑤を押してください。  
（案内の途中でも押すことができます。）

1	所得税（個人の方の給与、年金、事業など）
2	相続税、贈与税、財産評価 譲渡所得（個人の方の土地、建物、株式の売却など）
3	法人税、源泉所得税、年末調整
4	消費税、印紙税
5	上記以外の国税等、又は、ご不明な場合

- ④ 電話相談センターの職員が対応します。

【受付時間等：8:30～17:00（土日祝日、年末年始を除く。）】



### インターネット上の税務相談「タックスアンサー」

国税庁ホームページにおいて、よくある税に関するご質問に対する回答を「タックスアンサー」として掲示しています。

タックスアンサーを利用するには、インターネット環境のあるパソコンや携帯電話において、「タックスアンサー」で検索してください。（<http://www.nta.go.jp/taxanswer>）